

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援

【放課後等デイサービス】

重要事項説明書

放課後等デイサービス すてら

合同会社 anico

（指定障害児通所支援）重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）」第十二条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことなどを事業者が説明するものです。

1. サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社 anico
代表者氏名	代表社員 篠山 剛充
本社所在地 （連絡先）	北海道室蘭市高砂町三丁目 1 番 8 号 電話：0143-57-4239 F A X：0143-57-4239
設立年月日	令和 4 年 8 月 9 日

2. サービス提供を担当する事業所について

（1）事業所の所在地等

事業所名称	放課後等デイサービス すてら
サービスの 主たる対象者	知的障害のある児童及び精神に障害のある児童 （発達障害者支援法第 2 条第 2 項に規定する発達障害児を含む。）
事業所番号	指定障害児通所支援事業 放課後等デイサービス 北海道指定：0153501861 号（指定年月日：令和 4 年 11 月 1 日）
管理者	竹田 智佳
児童発達支援 管理責任者	竹田 智佳
事業所所在地	北海道室蘭市中島町 3 丁目 1 0 番 1 0 号
連絡先	電話：0143-57-4149 F A X：0143-57-4902
事業所の通常の 事業実施地域	室蘭市全域（ただし、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではなく、児童等の希望に応じられるよう努めるものとします。）
利用定員	1 0 人（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。）
開設年月日	令和 4 年 11 月 1 日

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	合同会社 anico（以下「事業者」という。）が設置する、放課後等デイサービスすてら（以下「事業所」という。）において実施する「放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援」（以下「指定障害児通所支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害児通所支援の円滑な運営管理を図るとともに、児童及び保護者（以下「児童等」という。）の意思及び人格を尊重し、児童等の立場に立った適切な指定障害児通所支援の提供を確保することを目的とします。
運営方針	1 事業所は、児童等の意向、児童の困り感やその他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき児童が日常生活における基本的動作及び知的技能を習得し集団生活に適応することができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた指定障害児通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとその他の措置を講ずることにより、適切かつ効果的な指導及びトレーニングを行います。 2 事業所は、児童の意思及び人格を尊重して、常に当該児童の立場に立った指定障害児通所支援の提供に努めます。 3 事業所は、指定障害児通所支援の実施にあたっては、市町村、指定相談支援事業者、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス及び保健医療サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 4 事業者は、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努めます。 5 事業者は、児童の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。 6 上記のほか、法及びその他関係法令等を遵守し、指定障害児通所支援を実施します。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日、土曜日(不定期※年間予定表による) ※ただし、国民の祝日及び年末年始、その他会社が指定する日を除く。
営業時間	9:00 から 18:00 まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	上記、営業日に準ずる
サービス提供時間	① 学校登校日：13:30 から 17:30 まで ② 学校休業日：10:30 から 16:30 まで

3. サービス提供を行う施設・設備について

(1) 施設

構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建て
敷 地 面 積	236.22 m ²
延 床 面 積	161.62 m ²

(2) 設備

設 備 の 種 類	部 屋 数	備 考
指 導 訓 練 室	1 室	46.37 m ² (温水パルヒーター、灯油 FF ストーブ、エアコン)
相 談 室	1 室	6.62 m ²
静 養 室	1 室	14.8 m ² (組布団)
事 務 室	1 室	24.1 m ² (鍵付き書庫、P C、複合機、その他事務機器)
ト イ レ	2 ヶ所	温水洗浄暖房便座
洗 面 化 粧 台	1 ヶ所	
浴 室	1 ヶ所	灯油ボイラー、ユニットバス (シャワー、浴槽)
台 所	1 ヶ所	対面キッチン (シンク、IH 調理器)
屋外灯油タンク	—	1 台

(3) 消防用設備

消 火 器	屋外灯油タンク用 1 本、玄関付近及び 2 階プレイルームに各 1 本設置
誘 導 灯	玄関上部、2 階階段上部の 2 ヶ所に設置
そ の 他	カーテン及びカーペットは、防災加工のものを使用

4. サービス提供を行う従業員の勤務体制について

(1) 職務の内容

職 種	職 務 内 容
管 理 者	管理者は、従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等で規定されている指定障害児通所支援の実施に関して従業員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	児童発達支援管理責任者は、次の業務を行います。 ア. 個別支援計画の作成に関わる一連の業務。 イ. 利用の申し込みに係る調整、利用に際して他の指定障害児通所支援事業所等に対する照会等による利用申込者の心身の状況並びに事業所以外におけるサービスの利用状況等の把握。 ウ. 児童の心身の状況、置かれている環境等に照らし、児童が自立した日常生活を営むことができるよう定期的な検討をするとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる児童に対する必要な支援。 エ. 児童又はその家族に対する相談支援及び援助並びに従業員に対する技術的指導及び助言。
児 童 指 導 員 又 は 保 育 士	個別支援計画に基づき、児童等に対して直接支援や適切な指導・相談対応を行います。
その他の従業員	個別支援計画に基づき、児童等に対して直接支援や適切な指導等を行います。

(2) 職員配置（最低限配置する職員の員数）

職 種	指定 基準	常 勤		非常勤		常勤 換算	備 考
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管 理 者	1		1※			1	※児童発達支援管理責任者と兼務
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1		1※			1	※管理者と兼務
児 童 指 導 員 又 は 保 育 士	2	3				3	
その他の従業員							必要に応じて配置

※職員の配置については、厚生労働省並びに北海道の指定基準を遵守しています。

ただし、指定基準を下回らない範囲で変動することがあります。

(3) 勤務体系

従業者は、事業所の「就業規則 第19条第3項」則り、シフト制で勤務します。

※就業規則 第19条第3項 抜粋

1日の所定労働時間は8時間とし、始業・終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

	始業時刻	終業時刻	休憩時間
①	9時00分	18時00分	12時00分～13時00分
②	8時30分	17時30分	
③	10時00分	19時00分	

5. 提供するサービスの内容及び提供方法、留意事項について

(1) 個別支援計画の作成

作成手順	内容
アセスメント	適切な方法により、児童の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、児童等の希望する生活や課題等を把握します。また、児童の年齢及び発達程度に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成され、自立した日常生活を営むことができるよう、児童の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に努めます。
原案の作成	アセスメント等に基づき、児童等の生活に対する意向、児童に対する総合的な支援の目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、五領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定障害児通所支援の具体的内容等、指定障害児通所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成します。
ケース会議の開催	指定障害児通所支援の提供に当たる担当者等を招集してケース会議を開催し、原案について意見を求めます。
支援内容の説明と同意・交付	原案の内容について、児童等に対して説明し、文書によりその同意を得ます。また、作成した個別支援計画を記載した書面を保護者及び指定障害児相談支援を提供する者に交付します。
モニタリング	個別支援計画の実施状況の把握を行うとともに、児童に係る解決すべき課題を把握し、少なくとも6ヶ月に1回以上見直しを検討し、必要に応じてその内容の変更を行います。また、モニタリングにあたっては、保護者との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り定期的に児童等に面接して結果を記録します。
計画の変更	児童の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(2) 提供するサービスの内容

サービスの種類	内 容
療 育 活 動	支援を必要とする児童に対して、学校や家庭とは異なる時間・空間・人・体験を通じて、個々の状況に応じた療育活動（直接支援や指導）を行います。 ア. 日常生活トレーニング 基本的日常生活動作や自立生活に向けての指導・支援等 イ. 戸外活動 季節を感じる散策や地域の文化や自然に触れ合う機会となる ウ. 個別療育 工作、描画、造形等の創作的活動及び個別の支援プログラム エ. 集団療育 室内ゲーム、読み聞かせ、クッキング等のルールや役割を決めた集団・少人数グループでの活動等の支援プログラム オ. レクリエーションやイベント等の余暇活動 カ. 身体介助及び健康状態の確認
地 域 社 会 と の 交 流 機 会	他の事業所や地域の活動団体等との交流や社会見学の機会を作ります。
関 係 機 関 と の 連 携、後 方 支 援	保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関との連携を図ります。また、放課後児童クラブ等の一般的な子育て支援施策を専門的な知識・経験に基づきバックアップします。
相談、助言及び レスパイトケア 等の保護者支援	子育ての悩みに関する相談、家庭内の養育等について介護技術指導等を活用した子育て支援、保護者の時間を保障するためのレスパイトケア等を行います。
送 迎 サ ー ビ ス	自ら通所することが困難な児童に対しては、希望により事業所の所有する車両にて自宅又は学校と事業所との間の送迎を行います。

(3) サービスの提供方法

提 供 方 法	内 容
個別支援計画に 基 づ く 支 援	個別支援計画に基づき、児童の心身の状況等に応じて適切に行うとともに、指定障害児通所支援の提供が漫然かつ画一的なものにならないよう配慮します。
意 思 決 定 支 援	児童が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、児童等の意思をできる限り尊重するよう努めます。
説 明 責 任	懇切丁寧を旨とし、児童等に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行います。

本人支援の 五領域	心身の健康等に関する領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」（以下「五領域」という。）を含む総合的な支援を行います。また、支援プログラム（五領域との関連性を明確にした指定障害児通所支援の実施計画）を策定し、インターネット等の利用により公表します。
インクルージョン の推進	障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めます。
自己評価等の 実施	おおむね1年に1回以上、従業者による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、当該事業所を利用する児童の保護者等による評価を受けて、その改善を図ります。また、評価並びに改善の内容を保護者に示すとともに、インターネット等の利用により公表します。
サービス提供の 記録	サービスを提供した際は、提供日（利用日）、サービスの内容、その他必要な事項を都度記録します。また、記録の内容について保護者から確認を受けることとします。

（４）サービス利用にあたっての留意事項

項 目	内 容
受給資格の確認	利用契約時及び通所受給者証の更新月に、通所受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額の確認と契約支給量の記載をさせていただきます。通所受給者証の記載内容に変更があった場合や更新された場合は、速やかに事業所へお知らせください。 また、利用契約時及び契約支給量の変更時は、事業所から市町村に契約内容報告書を提出いたします。
利用予約につ いて	ご予約の希望日を前月の15日～25日頃を目安に『成長療育支援システムHUG』にて承ります。利用契約時等にあらかじめ利用曜日を指定している場合にも【申込み情報を保存する】ことが必須となりますので、締切日までに必ずご確認ください。 *締切日以降にご予約の希望状況や人員配置等々を踏まえた上で調整し、月末にお渡しする「予約確定票」をもってご予約の確定となります。また、申込み可能期間内に申込み情報の保存を行っていただけないときは、翌月以降の利用をお受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
利用キャンセル・ 変更について	利用予定の前に利用をキャンセル又は変更することができます。この場合には、利用予定日の前日15時までに事業所又は従業者に申し出てください。やむを得ない場合（児童の急病等）は、欠席事由発生後、速やかに申し出てください。 *変更・振替利用につきましては、その日の予約状況や人員配置により希望する日にお受けできないことがあります。

感 染 症 対 策	児童が、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを医師が診断した場合、医師の指示のあった療養期間を終えるまで事業所の利用はできません。
設備・器具及び送迎車の利用	事業所内の設備、器具及び送迎車は、本来の用途・用法に従って利用するようお願いします。これに反した利用方法又は故意により破損等が生じた場合は、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	日常生活及び療育活動に必要なものや貴重品等は事業所に持ち込ませないようお願いします。特別な事情がある場合は、事前に相談の上、自己の責任において管理していただきます。この場合、事業所は破損・紛失に関する責任を負うことができません。
迷惑行為等の禁止	保護者は、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為、危険物の持ち込みその他、他の児童等や従業者に対して迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとします。
衛生保持	施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力をお願いします。
サービス提供拒否の禁止及び提供困難時の対応	事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないものとします。また、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切な指定障害児通所支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定障害児通所支援事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じます。
偽りその他不正行為への対応	事業者は、保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知します。

6. 利用料金について

(1) 利用料及び加算項目、その他の費用

ア. 提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

イ. 利用料金及び加算項目、その他の費用の詳細と支払方法については「【別表】放課後等デイサービスすてら料金表」に定め、利用契約時に説明を行い、同意する旨の文書に署名を受けるものとします。また、障害福祉サービス等報酬改定時やその他の費用について変更があったときは、都度改定版を配布します。

(2) 利用者負担額

ア. 通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額となります。

「負担上限月額」等に関する詳細については、
お住まいの市町村窓口までお問い合わせください。

イ. 事業所は、通所給付決定保護者から指定障害児通所支援に係る利用者負担額の支払いを受けるものとします。また、法定代理受領により市町村から障害児通所給付費等の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該支給決定に係る障害児通所給付費等の額を通知するものとします（代理受領通知）。

※法定代理受領を行わない(通所給付決定保護者が償還払いを希望する)場合は、障害児通所給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に指定障害児通所支援費の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

7. 緊急時の対応方法について

現に指定障害児通所支援の提供中に児童の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに当該児童の主治医又は協力医療機関及び保護者への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

ア. 主治医（かかりつけ医療機関）

別紙「家庭環境調査票」記入の主治医へ相談・助言を求める場合があります。

イ. 緊急連絡先

別紙「家庭環境調査票」記入の緊急連絡先へご連絡します。

ウ. 協力医療機関

児童の病状の急変等に備え、協力を依頼している医療機関です。

※優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	市立室蘭総合病院		
病院事業管理者	新井 一		
所在地	〒051-8512 室蘭市山手町 3 丁目 8 番 1 号		
電話番号	0143-25-3111（救急・代表）		
診療科	小児科、救急外来 他	入院設備	有

8. 事故発生時の対応方法について

指定障害児通所支援の提供により事故が発生したときは、直ちに当該児童の保護者に連絡するとともに、必要に応じて北海道及び室蘭市へ報告するなどの措置を講じるものとします。

ア. 緊急連絡先

別紙「家庭環境調査票」記入の緊急連絡先へご連絡します。

イ. 報告関係機関

市町村	市町村名	室蘭市役所
	担当部・課名	保健福祉部・指導監査課
	電話番号	0143-22-1111

また、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償責任を負うものとします。

ウ. 損害賠償保険の加入

保 険 会 社 名	三井住友海上火災保険
保 険 名	福祉事業者総合賠償責任保険・火災保険・自動車保険

9. 非常災害時の対策について

非 常 時 の 対 応	別途に定める非常災害対策計画により対応いたします。
平 時 の 訓 練	別途に定める非常災害対策計画に従い、防災・避難訓練を1年に2回以上実施します。
防 災 設 備	・自動火災報知機 無 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 無 ・非常通報装置 無 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・室内防火栓 無 ・消火器 有 ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。
消 防 計 画	消防署への届出日：届出の義務なし 防 火 管 理 者：選任なし（収容人数 30 人未満のため）
保 険 加 入	万が一の事故・災害に備え、下記損害賠償保険に加入しています。 ※前条「ウ. 損害賠償保険の加入」参照

10. 衛生管理、感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策について

（1）衛生管理

事業者は、事業所の衛生管理に係る、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ア. 従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
- イ. 医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- ウ. 児童の使用する施設・食器その他の設備・飲用水について衛生的な管理に努めます。
- エ. 空調設備等による施設内の温度・湿度の管理、換気の確保に努めます。

（2）感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策

事業者は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ア. 対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- イ. 指針を整備し、必要に応じて保健所の助言・指導を求め、密接な連携を保ちます。
- ウ. 感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修・訓練を定期的に実施します。

11. 業務継続計画の策定について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、児童等に対する指定障害児通所支援の提供を継続的に実施するため、必要な体制の整備を行うとともに、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ア. 非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- イ. 全ての従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ウ. 業務継続計画は、事業所の立地条件等を十分考慮して策定し、定期的に検証・見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

12. 苦情解決の体制及び手順

項 目	内 容
苦 情 対 応 マ ニ ュ ア ル の 策 定	提供した指定障害児通所支援に関する児童等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、「苦情対応マニュアル」を策定し、苦情を受け付けるための相談窓口を設置します。
体 制 及 び 手 順	相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は別紙「苦情申出窓口の設置について」及び「苦情解決のための仕組み」の通りとし、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。また、記録はその完結の日から2年間保存します。

13. 虐待の防止のための措置について

事業者は、児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為、その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為を行いません。また、児童の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な体制の整備を行うとともに、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ア. 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図ります。
- イ. 全ての従業者に対する障害児等の人権の擁護及び虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施します。
- ウ. 上記措置を適切に実施するための責任者を選定・設置します。

虐待防止に関する責任者	管理者 竹田 智佳
-------------	-----------

14. 身体拘束の禁止について

事業者は、指定障害児通所支援の提供にあたっては、児童又は他の児童の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他児童の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとします。また、身体拘束等に該当する場合が生じる可能性のある児童については、家族と協議の上同意を得た後、個別支援計画に記載を行い定期的な見直しを実施します。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の当該児童の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など、必要な事項を記録するとともに、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ア. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員へ周知徹底を図ります。
- イ. 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ウ. 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。
- エ. 上記措置を適切に実施するための責任者を選定・設置します。

身体拘束の禁止に関する責任者	管理者 竹田 智佳
----------------	-----------

15. 自動車を運行する場合の児童の所在確認

(1) 所在確認

事業所は、児童の事業所外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認します。

(2) 安全装置の設置義務

事業者は、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、事業所はこれを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行います。

16. 安全計画の策定等

事業者は、児童の安全の確保を図るため、当該事業所の設備の安全点検、従業員、児童等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下、「安全計画」という。）を策定するとともに、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ア. 従業員に対し安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施します。
- イ. 障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知します。
- ウ. 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行います。

17. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者は、業務上知り得た児童及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

児童等に関する秘密の保持について	1 事業所及び従業員は、その業務上知り得た児童及びその家族の秘密を保持します。 2 秘密の保持に関する義務は、利用契約が終了した後においても継続します。 3 事業者は、過去に従業員であった者が、業務上知り得た児童及びその家族の秘密を漏らすことがないように、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約書に明記し、誓約書を取り交わすものとします。
------------------	--

個人情報の保護について	1 事業所は、関係者との連絡調整やサービス担当者会議で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、児童及びその家族に関する情報を提供する場合、サービス提供の開始時に保護者から包括的な同意をあらかじめ文書で得ることとします。 2 事業所は、児童又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に児童又はその家族の個人情報を提供しません。 3 事業所は、児童又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。 4 事業者が管理する情報については、児童又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。 (開示に際して複写料等が必要な場合は利用者負担となります。)
-------------	---

18. その他運営に関する重要事項

項 目	内 容
重要事項の掲示・自由閲覧	事業所内の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を設置し自由に閲覧できるものとします。
会計区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児通所支援の事業の会計を他の事業の会計と区分します。
記録の整備	従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備します。また、児童に対する指定障害児通所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。 ア. 指定障害児通所支援に係る必要な事項の提供の記録 イ. 個別支援計画 ウ. 身体拘束等の記録 エ. 苦情の内容等に係る記録 オ. 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 カ. 市町村等への通知に係る記録

附 則

1. この規程は、令和4年11月1日から施行する。
2. この規定の一部を改訂し、令和5年3月1日から施行する。
3. この規定の条文の見直し及び一部を改訂し、令和6年4月1日から施行する。

サービス提供開始可能年月日 及び 重要事項説明書の説明年月日

サービス提供開始が可能な年月日	令和 年 月 日
この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日

合同会社 anico は、 _____ 様に対する放課後等デイサービスの提供にあたり、上記内容について通所給付決定保護者に説明を行いました。

事業 者	所 在 地	北海道室蘭市中島町 3 丁目 1 0 番 1 0 号		
	法 人 名	合同会社 anico		
	代 表 者 名	代表社員 篠山 剛充		印
	事 業 所 名	放課後等デイサービスすてら		
	説明者氏名	印		

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用申込者 (通所給付 決定保護者)	住 所	
	氏 名	印
	続 柄	
利用者（児童）氏名		

代 理 人	住 所	
	氏 名	印